

# 倉庫に係る主な建築基準法上の規制

---

○建築物の用途の分類ごとに、その規模や階数等によって、耐火建築物や準耐火建築物とすることを義務付けており、倉庫など火災荷重の大きな用途や、危険物を扱う施設については、下表のとおり、防火上の構造制限を課している。

用途	耐火建築物とすべき場合	準耐火建築物とすべき場合
倉庫	3階以上の階が200m <sup>2</sup> 以上	1,500m <sup>2</sup> 以上
自動車車庫、自動車修理工場等	3階以上の階	150m <sup>2</sup> 以上
危険物を扱う施設		規定の危険物の数量の限度を超えるもの 例) 火薬の貯蔵所: 20t以上 可燃性ガスの貯蔵所: 700m <sup>3</sup>

# 防火区画(面積区画)の設置【建築基準法施行令第112条第1～3項】

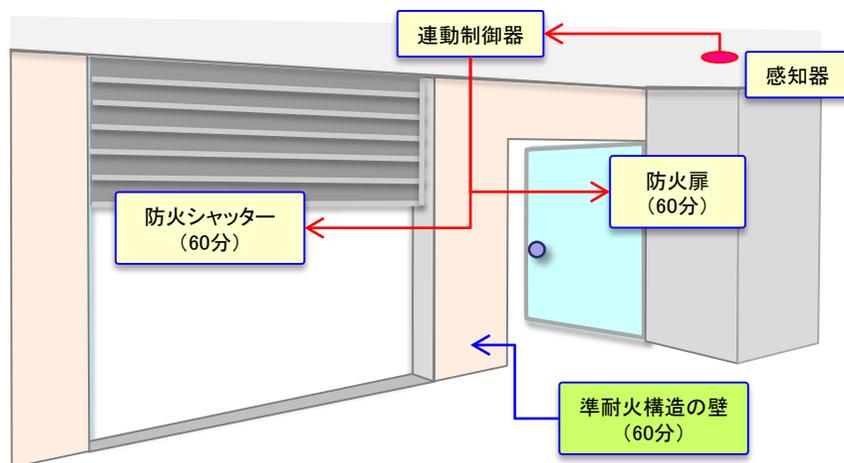
- 火災が発生した場合に、建築物内の他の部分に延焼することを防止することは、避難活動及び消防活動の安全性を確保する観点で極めて有効。
- 具体的には、一定の面積ごとに防火区画を設けることで、火災を局部的なものに止めることとしている(面積区画)。
- 区画すべき面積は、建築物の構造やスプリンクラー(SP)の有無に応じて定められている。

主要構造部※1の構造	区画すべき面積		防火区画の方法	
	SPなし	SPあり	床・壁	開口部
耐火構造	1,500㎡ごと	3,000㎡ごと	準耐火構造 (60分)	特定防火設備 (60分)
準耐火構造(60分)など※2	1,000㎡ごと	2,000㎡ごと		
準耐火構造(45分)など※3	500㎡ごと	1,000㎡ごと		

※1: 柱、はり、壁、床、屋根及び階段

※2: 柱及びはりを不燃材料とするなどの一定の基準を満たす建築物

※3: 外壁を耐火構造とするなどの一定の基準を満たす建築物

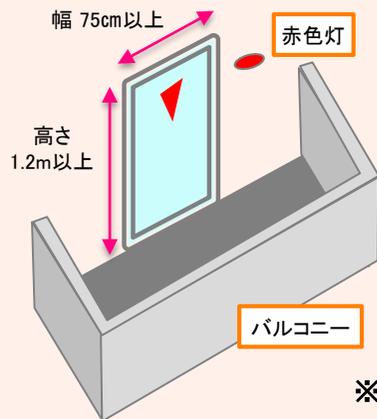


特定防火設備(防火シャッター・防火扉)は、感知器が火炎の煙や熱を感知した場合に閉鎖する

# 非常用の進入口の設置 (建築基準法施行令第5章第5節)

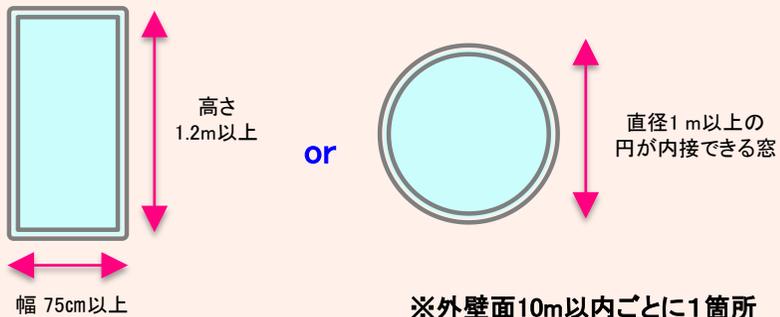
- 火災が発生した場合に、消防隊による建築物内の人々の救出や消火活動が円滑に行えるよう、3階以上の階には、屋外から進入できる開口部を外壁面に設置することが義務付けられている。
- 原則、バルコニー付きの進入口を設置することとされているが、規定の寸法が確保されている窓をもって進入口として扱うことも可能(代替進入口)。また、非常用エレベーターが設置されている場合は、進入口の設置が不要となる。

## 非常用の進入口

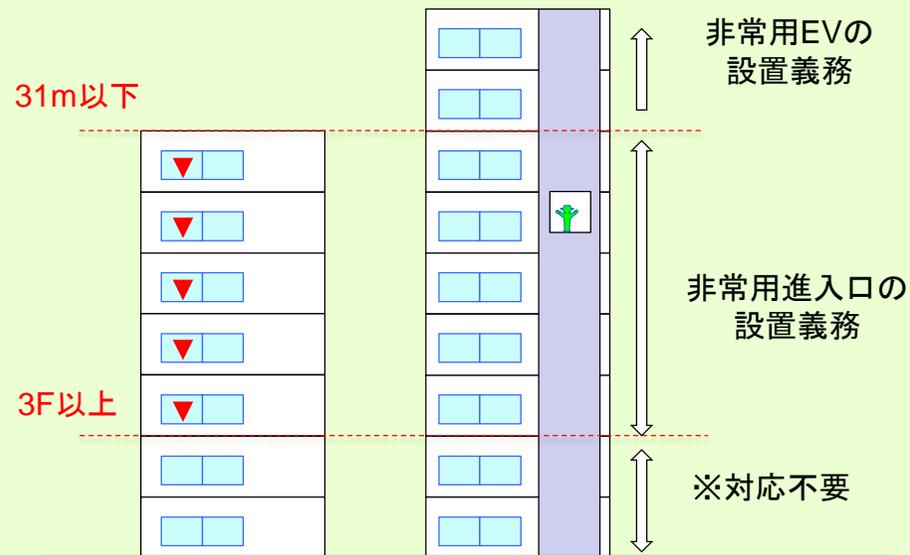


※進入口同士の間隔は40m以下

## 代替進入口となる窓



## 設置基準



※ 消防車によるはしごが届かない高さ(31m超)の階には、非常用エレベーターの設置が義務付けられている。